

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州 運輸 局内	運輸 支局 内	当該 違反 点数
令和2年3月24日	響コーポレーション株式会 社(法人番号 9290001037665) 代表者草 場博和	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年1月15日、監査実施。6件の違反 が認められた。(1)乗務員台帳の記載事 項義務違反(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、 (2)点呼の記録又は点呼の記録保存違 反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の 記録事項義務違反(運輸規則第24条第 5項)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反 (運輸規則第21条第1項)、(5)運転者に 対する指導監督違反(運輸規則第38条 第1項)、(6)運送引受書の記載事項不備 違反(運輸規則第7条の2第1項)	4点	4点	4点	4点
	福岡県宗像市江口267-1	福岡県糟屋郡新宮町大字 上府林の後865-2							
令和2年3月24日	有限会社幸観光バス(法人 番号9300002007491) 代表 者荒木俊勝	本社営業所	輸送施設の使用停止 (150日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第9条の2第1 項、法第27条第3 項、道路運送車両 法66条第1項	令和1年11月19日、監査実施。8件の違 反が認められた。(1)運賃料金事前届 出、運賃料金変更事前届出違反(道路 運送法第9条の2第1項)、(2)損害賠償責 任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車 運送事業(以下「運輸規則」)運輸規則 第19条の2)、(3)点呼の記録事項義務違 反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等 の記録事項義務違反(運輸規則第25 条)、(5)運行指示書の記載事項義務違 反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転 者に対する指導監督違反(運輸規則第 38条第1項)、(7)特定運転者に対する特 別な指導監督違反(運輸規則第38条第2 項)、(8)自動車検査証の備付け義務違 反(運輸規則第45条、道路運送車両法66 条第1項)	19点	19点	19点	15点
	佐賀県藤津郡太良町大字 多良7098	佐賀県藤津郡太良町大字 多良7097-1							

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州 運輸 局内	運輸 支局 内	当該 違反 点数
令和2年3月27日	卑弥呼観光株式会社(法人 番号2290001045063) 代表 者相庭伸廣	本社営業所	輸送施設の使用停止 (130日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第9条の2第1 項、法第27条第3項	令和1年7月18日、監査実施。3件の違反 が認められた。(1)運賃料金事前届出、 運賃料金変更事前届出違反(道路運送 法第9条の2第1項)、(2)点呼の記録事項 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3) 乗務等の記録事項義務違反(運輸規則 第25条)	23点	23点	23点	13点
	福岡県朝倉市一木723-1	福岡県朝倉市一木723-1							
令和2年3月27日	南州交通株式会社(法人番 号5340001000150) 代表者 小園正輝	川内営業所	事業停止(110日間)、 文書警告	道路運送法(以下「 法」)第23条第1項、 法第23条第3項、法 第27条第3項	平成31年3月18日、監査実施。11件の違 反が認められた。(1)運行管理者の選任 違反(道路運送法(以下「法」)第23条第1 項)、(2)運行管理者の解任未届出違反 (法第23条第3項)、(3)運送引受書の交 付義務違反(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1 項)、(4)運行に関する状況把握等の体 制整備違反(運輸規則第21条の2)、(5) 点呼の記録又は点呼の記録保存違反 (運輸規則第24条第5項)、(6)点呼の記 録事項義務違反(運輸規則第24条第5 項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(運 輸規則第25条)、(8)乗務員台帳の記載 事項義務違反(運輸規則第37条第1 項)、(9)運転者に対する指導監督違反 (運輸規則第38条第1項)、(10)運転者 に対する指導監督の記録又は指導監督の 記録保存違反(運輸規則第38条第1 項)、(11)特定運転者に対する適性診断 受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	61点	61点	61点	46点
	鹿児島県日置市伊集院町 野田字塔原1210	鹿児島県薩摩川内市隈之 城町319-3							

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州 運輸 局内	運輸 支局 内	当該 違反 点数
令和2年3月30日	JET観光バス株式会社(法人番号1300001003895) 代表者李永植	本社営業所	輸送施設の使用停止 (120日車)	道路運送法第9条 の2第1項	令和1年10月1日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)	31点	31点	31点	12点
	福岡県大野城市乙金2-16-28	福岡県大野城市乙金2-16-28							